

子ども食堂新規開設支援事業 申請に必要な書類

① 補助金交付申請・実績報告書

<添付書類>

- 対象経費の支払証拠書類(領収書等の写し)
 - ※受理可能な領収書
 - ・宛名に子ども食堂名または子ども食堂の運営団体名が入ったもの
 - ・購入品の内訳が分かるもの
 - ・領収書の出し先が分かるもの
 - ・補助対象経費であること
 - ※中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は認められない場合があります。
 - ※個人からの購入やオークションサイトなどでの購入品は補助対象外です。
 - ※領収書どうしが重ならないように、写しをとってください。
 - ※原本は、申請者様が、適切に保存ください。
- 令和8年度に子ども食堂を2回以上開催したことが分かる書類
 - ・開催案内チラシ等の写し（開催計画）
 - ・開催時の写真（開催実績）
（子どもの撮影許可がおりない場合は、ボランティアスタッフの調理風景や提供する食事などを撮影ください。）
 - ・当日の参加者名簿（開催実績）

② 補助金交付請求書

<添付書類>

- 振込口座の通帳を開いた「口座名義人(カタカナ)と口座番号」が書かれているページの写し
 - ※県登録の子ども食堂名または団体名で作成した通帳に限ります。